

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月21日から同年10月31日まで
私が勤務していたA事業所における標準報酬月額が引き下げられており、申立期間当時の給与に見合った標準報酬月額と相違しています。
申立期間の標準報酬月額を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理しているオンライン記録によると、申立てに係るA事業所において、申立人が被保険者資格を喪失した平成4年10月31日及び同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年11月30日より後の日付である5年5月31日に、申立人の申立期間における標準報酬月額が、53万円から15万円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時A事業所において取締役であったと述べているが、複数の同僚は「申立人は営業部長であったが、取締役でなかった。」と証言している上、同事業所に係る商業登記簿謄本の記録に申立人の名前は無いことから、申立人は同事業所において取締役であったとは認められない。

さらに、i) A事業所の管轄社会保険事務所は県外のB社会保険事務所であること、ii) 複数の同僚は「申立人は社会保険の事務処理の権限を持っていなかった。社会保険の事務処理は県外にある本社で行っていた。」と証言していること、iii) 申立人は「私の勤務地は県内でした。本社勤務はありません。」と述べていることから、A事業所の社会保険の事務処理は申立人が勤務していたC県の事業所で行われていたとは考え難く、申立人は社会保険事務処理の権限を有しておらず、標準報酬月額が遡って訂正処理された事実を承知していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申

立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年4月30日まで
A事業所で勤務していた期間のうち、平成7年10月1日から8年4月30日までの期間に係る私の標準報酬月額が、被保険者資格を喪失した後さかのぼって大幅に引き下げられていることが判明したので、標準報酬月額を当時支払われていた26万円前後の給与額として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が申立事業所において、厚生年金保険被保険者の資格喪失をした日（平成8年4月27日）の後の平成8年5月10日付けで、7年10月1日にさかのぼって28万円から11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A事業所が経理・社会保険事務を委託していたB税理士は「平成7年7月ごろ、先代の社長が急死して、同社は社会保険料の滞納、借金があった。それらを返済したが、申立期間当時も経営は苦しい状況にあったにもかかわらず、従業員の給与が高かったため、下げるよう元代表者のC氏に勧告したが、同代表者は『急には下げられない』として、給与を下げることはなかったと記憶している。」と証言している。

さらに、申立人と同日付けで複数の同僚の標準報酬月額も申立人と同様にさかのぼって減額処理されていることが確認できる上、当該同僚の一人は「妻が申立人の申立期間当時の私の給与額である26万円前後の金額を当時のカレンダーに記載し現在も保管しており、私はこの資料を添付して年金記録に係る確認申立てを行っている。」と証言しており、他の同僚一人は「C社長とB税理士から給与額を下げるという話が平成8年4月ごろあったので、それならばA事業所を辞めると返答し、実際退職して失業保険を受給した。同社を辞めるまでは自分の給与額は19万円であった。」と証言していることなどから、給与額を減額すること及び厚生年金保険の標準報酬月額を遡及して引き下げること

に申立人が同意していたとは考え難い。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、28万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 20 日から 40 年 4 月 30 日まで

私は、A 県（内地）にある B 専門学校を卒業後、すぐに同県に所在する C 事業所に就職し、1 年半ほど勤務したと記憶している。

なお、C 事業所を退職後、郷里の D で普通自動車の運転免許を取得し、退職から 2 か月ほどして D に所在する E 事業所に就職した。

社会保険庁の記録によれば、C 事業所の厚生年金保険の加入期間が 3 か月しかないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 専門学校を卒業後、すぐに C 事業所に就職し 1 年半ほど勤務した後、郷里の D で普通自動車の運転免許を取得し、退職後 2 か月ほどして D に所在する E 事業所に就職したと主張している。

また、申立人の B 専門学校の卒業年月日等について同校に照会したところ、申立人の同校への入学年月日は昭和 37 年 10 月 1 日であり、同卒業年月日は 38 年 9 月 30 日であることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人の普通自動車の運転免許の取得年月日について、県警察本部に照会したところ、昭和 39 年 4 月 2 日であったことが確認できたこと、ii) C 事業所の元代表者は「法律違反にならないよう社会保険の手続等は厳格にしていたので、専門学校を卒業して入社した者も自動的に厚生年金保険に加入させており、勤務期間中に厚生年金保険を喪失させることはあり得ない。」と説明していること、iii) 申立人が E 事業所に勤務していた時期について、当時同事業所に勤務していた同僚は「E 事業所が創立された 38 年以降の 39 年ごろに申立人は採用されたと思う。」と述べていることなどから、申立人は、申立期間において A 県（内地）にはおらず、39 年 4 月ごろからは郷里の D で E 事業所に勤務していたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険の事業所別被保険者名簿

によれば、C事業所の厚生年金保険資格取得年月日は昭和38年10月3日、同資格喪失年月日は39年1月20日となっていることが確認でき、記録管理に不自然な点はみられない上、社会保険庁のオンライン記録も同様な年月日となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 57 年 6 月まで
(A 事業所)
② 昭和 58 年 6 月から 61 年 6 月まで
(B 事業所)

私は、申立期間①及び②において、それぞれA事業所及びB事業所に勤務していた。しかし、社会保険事務所に私の厚生年金保険被保険者の加入記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を受けた。

A事業所及びB事業所において厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C市が管理する国民健康保険得喪履歴によれば、申立期間①を含む昭和53年3月6日から61年12月25日までの期間においては申立人が国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立期間①のうち、昭和55年6月から56年6月29日までの期間については、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった56年6月30日より前の期間である上、55年6月から56年6月30日までの期間については、同事業所とは異なるC事業所での申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、A事業所における社員の厚生年金保険の加入状況については、当時の役員は「正社員は30人くらいいた。」と供述しているが、社会保険事務所の記録では申立期間当時の同事業所に係る厚生年金保険の加入者は10人前後となっていることから、事業主は、すべての社員について厚生年金保険の加入手続を行っていたのではなかったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者原票により、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、整理番号も欠番が無い。

なお、複数の同僚は「A事業所に申立人が勤務していた」と証言しているが、申立期間①において、人事担当でもあった事業主が死亡しているため、申立人の同事業所における厚生年金保険の加入状況を確認することはできない。

次に、申立期間②については、C市が管理する国民健康保険得喪履歴によれば、申立期間②を含む昭和53年3月6日から61年12月25日までの期間について、申立人は同市の国民健康保険に加入していた記録がある上、社会保険庁のオンライン記録によれば、58年10月から61年11月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者原票により、申立期間②に係る厚生年金保険資格の取得状況を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、整理番号も欠番が無い。

加えて、申立人は、B事業所における厚生年金保険料について、控除の有無、控除金額等の記憶も曖昧である。

なお、申立期間②については、当時の人事担当者は所在不明であり、社会保険担当者は死亡しているため、申立人のB事業所における厚生年金保険の加入状況を確認することはできない。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 12 月 22 日まで

私は、申立期間において、A事業所に継続して勤めていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書等の資料は残っていないが、昭和 48 年 12 月の退職時に健康保険証を会社に返却したことを記憶しているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における当時の上司の氏名や当時の工事現場であったホテル名などの具体的な記憶があることなどから、A事業所で働いていたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所の当時の代表者は「正職員として採用する場合は、臨時職員として採用後、2年過ぎてから正職員とするようにしていた。正職員は社会保険を適用していたが、臨時職員は社会保険を適用していなかったと記憶している。」と証言している上、申立期間における同僚 10 人に照会したところ、回答があった 7 人のうち、血縁のある正職員からの紹介により勤務した 3 人については「勤務当初から正職員として勤務した。」と回答しており、血縁のある正職員の紹介がなかったとする 2 人については、1 人は「2年間臨時職員として働いた後に正職員になった。正職員になる際に社会保険料の控除についての説明があった」と答えており、他 1 人も「採用されて途中から正職員になった。」と回答していることから、当時、事業主は、入社と同時にすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていたのではなかったことがうかがえる。残る 2 人については、本質問事項に係る記載がなかった。

また、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も無い上、申立人は退職時に健康保険証を会社に返却した記憶があるとしているが、健康保険証の色、大きさ及び返却した日等は覚えていないと説明している。

さらに、社会保険事務所において申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳

記号番号払出簿を調査したところ、申立人の氏名を確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 20 日から 63 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所の代表取締役として勤務していたが、社会保険事務所に私の厚生年金保険被保険者の加入記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を受けた。

A事業所は厚生年金保険の適用事業所であることが入札参加資格要件となっていたB市等の公共工事の入札に参加している上、申請等の手続を代行しているC事業所に社会保険事務手続を依頼していたので、私が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する適用事業所名簿によれば、A事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であることを示す記録は確認できない。

また、申立人は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所としてB市等の入札参加資格要件を取得していた旨の主張をしているが、B市に入札参加資格要件について照会したところ、同市は「B市の競争入札に係る入札参加資格審査申請書の提出については、昭和 61 年 3 月 10 日にB市で初めて制定された『B市建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程』において入札参加者の要件等が規定されているため、同日より前の入札参加申請書というようなものは無く、入札参加資格の審査はなかった」と答えている。このことから、申立期間を含む 58 年 5 月 20 日から 61 年 3 月ごろまでの期間については、A事業所がB市における競争入札の参加資格要件として厚生年金保険の適用事業所であることとされていたとは考え難い。

さらに、申立人は、A事業所の社会保険事務手続をC事業所に依頼したと主張しているが、同事業所によると「A事業所が商号変更する前の事業所がD町にあったことは覚えているが、A事業所がB市にあったとは知らない」と証言

していることから、C事業所においてA事業所の社会保険事務手続は行われていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間を含む昭和62年2月2日から平成元年10月2日までの期間において、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が政府管掌健康保険に加入していなかったものと推認され、同健康保険と併せて加入することとなっている厚生年金保険に加入していた可能性は低い。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 1 日から 16 年 7 月 23 日まで
私がA事業所で厚生年金保険に加入していた平成 14 年 4 月 1 日から 16 年 7 月 23 日までの期間のうち、15 年 12 月 1 日から同事業所が厚生年金保険の適用事業所の資格を喪失する 16 年 7 月 23 日までの期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられているので、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、A事業所における申立人の標準報酬月額は、同事業所が適用事業所ではなくなった日（平成 16 年 7 月 23 日）の後の 16 年 8 月 9 日付けで、15 年 12 月から 16 年 6 月までの期間の標準報酬月額について、遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、法務局の閉鎖事項全部証明書によれば、申立期間を含む平成 14 年 2 月 28 日からA事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 16 年 7 月 23 日までの期間、同事業所の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人が平成 15 年 12 月 1 日から標準報酬月額が遡及訂正されていたことについて関与していたか否かについて、i) 社会保険事務所が保管するA事業所に係る滞納処分票には、申立人が 16 年 8 月 9 日に社会保険事務所に適用事業所全喪届、標準報酬月額変更届等を提出した記録があること、ii) 社会保険事務所に標準報酬月額変更届が提出された直後の 16 年 9 月に、標準報酬月額改定に伴う年金額改定通知書が本人あてに通知されていること、iii) 社会保険事務所には同事業所の適用事業所全喪届が保管されており、同届書には同事業所の社判と代表者印が押されていること、が確認できることから、申立人は、平成 16 年 8 月 9 日に遡及訂正処理された標準報酬月額について関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 6 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、私が A 社本社で勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の後、さかのぼって大幅に引き下げられていることが判明したので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、当初、平成 4 年 6 月から 6 年 4 月までの期間は 30 万円と記録されていたところ、申立人が A 社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した日及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である 6 年 4 月 30 日から 9 日後の同年 5 月 9 日付けで、4 年 6 月 1 日にさかのぼって、申立人の標準報酬月額が 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、A 社の法人登記簿により、申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、社会保険事務所の質問応答書において、記録の訂正が行われた期間に事業主であり、遡及訂正に係る届出も含め社会保険関係の手続を行っていた旨の回答をしている。

また、当時の A 社 B 営業所の複数の従業員は「厚生年金保険料は A 社 B 営業所から A 社本社に送金していたこともあり、社会保険事務を担当していたのは A 社本社にいた申立人である」と証言しており、同社 B 営業所の責任者は「当営業所の経営は順調であったが、ある日、従業員が病院に行ったところ健康保険証が使えない状況になっていることが分かり、本社に問い合わせたところ、本社の担当者は『会社の都合で社員全員の資格を喪失することになった』と言われた」と証言していることなどから、申立人は標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

なお、申立人は、申立てを行った当時は記憶が明瞭であったが、その後病状悪化により申立期間当時の記憶は極めて曖昧になっており、証言が得られない状況である。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年から23年まで(詳細不明)

私は、申立期間においてA県(内地)のB事業所のH船という20トンくらいの機帆船に船員として乗船し、C県(内地)DからE市、F市及びG市方面にタマネギを運搬していたが、社会保険事務所に船員保険の加入記録を確認したところ、記録が無いと言われた。

給与から船員保険料が控除されていたことが確認できる資料は無いが、船員として勤務していたことは確かなので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する船員保険船舶台帳により、申立人が乗務していた船舶の所有者であったと述べているB事業所が、申立期間当時、船員保険に加入していた船舶所有者であったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB事業所の所有船舶に係る船員保険被保険者名簿には申立人が当時乗船していたとするH船に関する記録は無いほか、同事業所が他に所有していた船舶の船員保険被保険者名簿にも申立人の名前は無い。

また、B事業所については閉鎖登記簿謄本も存在しないことから、当時の申立人に係る船員保険の加入状況等について事業主等に確認することができないほか、申立人は当時の同僚の名前を覚えていないため、同僚からの証言を取ることができず、申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

さらに、20トン以上の船舶については、船舶法により運輸省(当時)に対し船舶登録を行うべきこととなっているため、H船が20トン以上であったものとして、国土交通省I運輸局に同船の船舶記録の有無を照会したところ、「記録の保存期限を経過し既に廃棄されている。」との回答であり、同船に係る船舶登録は確認することができない。

加えて、20トン未満の船舶については、昭和28年から平成14年3月までの期間は、「小型船舶の船籍及び積量の測度に関する政令」(昭和28年政令第259号)により都道府県知事が船籍票の交付等の事務を行っており、それ以前

は、「船鑑札規則」（明治 40 年 5 月 23 日逓信省第 24 号）により地方庁が船鑑札の交付を行っていたとされていることから、H 船が 20 トン未満であったものとして、A 県及び C 県に対し B 事業所所有の H 船に係る記録が無いか否かを確認したところ、「船籍番号 1 から確認したが、該当船舶は無かった。船鑑札に係る記録はすでに存在しない。」との回答であり、同船に係る記録を確認することができない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 4 月から公共職業安定所の紹介で半年間ほど A 社（県外）に勤務していたが、社会保険事務所において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、1 か月のみの加入期間となっており、申立期間については記録が無いと言われた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は持っていないが、勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における申立人に係る雇用保険の加入記録及び同社において申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A 社で労務管理を行っていた担当者は「当時は、勤務が 1 年に満たないような短期間の季節労働者については、厚生年金保険の加入は本人の意思に任せており、必ずしも強制的に加入させていなかった。」と証言し、また、同社の申立人の上司も「当時は多くの季節労働者が雇われていたが、彼らは厚生年金には入らずに雇用保険だけに入るといった人が多かったように思う。」と証言しており、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間及びその前後における同社社員の厚生年金保険の被保険者資格取得状況を見ると、入社当初の 1 か月又は 2 か月のみの加入期間となっている者が 20 名程度認められる。

さらに、A 社が加入している B 健康保険組合の加入記録によれば、同健康保険組合における申立人の加入期間は、申立人の A 社での厚生年金保険の加入期間と同一の昭和 55 年 4 月 11 日から同年 5 月 29 日までとなっていることが確認できる上、同健康保険組合によると「健康保険の資格得喪届だけでなく、厚生年金保険の資格得喪届も一緒に事業所から受け取り、厚生年金の届のみを社会保険事務所に回送している。」と述べていることから、事業主が社会保険事

務所及び同健康保険組合に対し、55年5月29日付けで申立人に係る被保険者資格喪失届を提出していたものと認められる。

加えて、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和55年4月11日から申立期間を含む同年11月までの同社における厚生年金保険の被保険者資格取得状況を調査したところ、上記の資格取得日以外に申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立期間において申立人が同社で被保険者資格を再取得している形跡は見られないほか、申立人は申立期間について、国民年金に加入し同保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。